

毎週月・水・金曜日発

富山県報

平成31年1月11日

金曜日

第4447号

目次

公 告

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出

1

公 告

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成31年1月11日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 店舗の名称及び所在地
立山の生活館 中新川郡立山町日俣16-1 ほか13筆
- 2 店舗を設置する者 株式会社大阪屋ショップ ほか1
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
(変更前) 株式会社大阪屋ショップ 富山市赤田 487番地1 代表取締役 平邑 秀樹 ほか2
(変更後) 株式会社大阪屋ショップ 富山市赤田 487番地1 代表取締役 平邑 秀樹 ほか1
- 4 変更の日 平成22年3月31日 ほか
- 5 変更の理由 株式会社ジャパン・フラワー・コーポレーションが退店したため

ほか

- 6 届出の日 平成30年12月27日
- 7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 8 縦覧期間 平成31年1月11日から平成31年5月13日まで
- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2)(1)の事項の公表の可否
- (3)当該店舗の名称及び所在地
- (4)意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成31年1月11日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 店舗の名称及び所在地
ドラッグセイムス高岡店、アメリィ高岡店 高岡市あわら町226番地
- 2 店舗を設置する者 株式会社モリキ
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前) ドラッグストアセイムス高岡店、アメリィ高岡店 高岡市あわら町
226番地
(変更後) ドラッグセイムス高岡店、アメリィ高岡店 高岡市あわら町 226番
地

- 4 変更の日 平成30年12月27日
- 5 変更の理由 正式名称に修正するため
- 6 届出の日 平成30年12月27日
- 7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 8 縦覧期間 平成31年1月11日から平成31年5月13日まで
- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名） (2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由
-

